

られ、面不懸に松風・村雨に成り、又或時は熊野朝顔と成りて、家來木村右衛門作が脇にて、山崎仁右衛門が狂言、大名小名參會見物夥しく繁昌の折節、かゝる笑止成事出來と袖をしぼらぬ人はなし。とあり。

○柳町

龜尾記に云ふ。昔宰相中將綱紀卿の時、伊豫西條之城主一柳監物直興故ありて當藩へ預けられ、今の前田圖書の邸地に居室を造り、爰に數年禁錮せられ居給へり。故に此の地邊をば一柳町といふを上略して、柳町と單稱すと、或る博識家の説なり。といへり。今按ずるに、柳町の名は、町會所留記に載せたる貞享元年三月の届書に、柳町浪人丸山傳十郎が事を記載し、十二冊定書に載せたる元祿九年地子町肝煎裁許附にも柳町とありて、昔は前田圖書の邸地邊より白鬚持明院或は眞宗道場正覺寺、禪宗の灯明庵など皆柳町とし、此の地邊の惣名なりしといへり。また柳町の名は、改作所舊記に載せたる寛文六年六月算用場への進達書等に、一柳監物殿屋敷惣廻、柳指申様に大年寄衆より被仰渡候。

監物殿御作事奉行水越三右衛門・近藤主馬方より明日伐遣可申間、何方に而伐可申哉指圖被致候様に、郡御奉行衆に可被仰渡候。以上。

六月十日

松崎 十左衛門

大窪 忠左衛門

御算用場

一柳監物殿屋敷惣廻に柳指候様に、大年寄衆被仰渡候付、書狀到來候條、紙面之通被得其意、御指圖尤存候。以上。

六月十日

岡嶋 五兵衛

津田 宇右衛門

橋本治部左衛門殿

林 十左衛門殿

又延寶二年二月割場の書簡に、

一柳監物殿屋敷惣廻さいかちさし木可仕旨、御寄合所に里見七左衛門・岡田十右衛門窺被申候處、右之木さしせ可申旨被仰渡に付、割場より人足遣し爲伐、監物殿御番所御馬廻衆迄遣可申旨被申越候間、石川・加賀郡之内に而きり申様に、郡御奉行衆に可被仰渡、爲其申進候。以上。

二月十日

割場

御算用場

右等にて考ふるに、そのかみ此の地邊柳の繁茂せし故、柳町と呼びたるならん。

○田丸町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、田丸兵庫上地町とありて、昔は上地町と呼びたりしを、今は田丸町と呼べり。三州志韃毘餘考にも、金澤田丸町は田丸兵庫の舊第地と云ふ。と見ゆ、龜尾記にも、田丸兵庫の居邸在りし故、町名とす。といへり。

○田丸兵庫傳

兵庫は、利長卿以來の藩士にて、慶長十年の士帳に、大小姓衆五百二拾七石田丸兵庫と見ゆ、元和二年の士帳に、郡奉行五百石田丸兵庫とあり。又寛永四年の士帳にも、五百石田丸兵庫とて、郡奉行の中に載せたり。今枝直方筆記に、或人曰く、此の前金澤にて夜廻りの番人狼籍ものを鎗にて仕留めければ、當世の若輩共誹りて、某は刀を以て仕留めはせで、長き鎗にて突留めたるは不覺なる様子と申し

ければ、田丸兵庫といふ者はを聞きて、當世は太閤秀吉の時分なかりし吟味を仕給ふもの哉。鎗は我等不疵付して人を討たん爲め也。然るに鎗を指置きて、刀にてきれとはをかしき事と笑はれし。とあり。此の人寛永十六年大聖寺の藩士に附けられ、子孫大聖寺にあり。

○妙光山燈明庵

曹洞宗の小庵といへども舊刹也。貞享二年の由來書に云ふ。當庵草創年代久遠不詳。最前は石川郡野々市大乘寺之寺中に有之處、後年大豆田河原へ移轉。明曆三年今之地へ引移。とあり。三箇屋版の六用集に、六枚町灯明庵と載せたり。享保の比までは此の地邊六枚町へ屬せしなるべし。

○高德公肖像

貞享二年の灯明庵由來書に云ふ。當庵代々の校割に、高德公之御影像安置有之。但し誰人之寄附共由緒不詳。寛文七年寺地御用に付、移轉之儀被仰渡之處、右高德公之御影像安置有之に付、從來之儘罷在度旨、屋敷奉行中へ及斷處、被聞届、居成に相成。とあり。但し今傳來する由來書には、左の如く記載す。